

JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称) 馬揚山風力発電事業 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和 5 年 9 月 4 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

当省は、JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称) 馬揚山風力発電事業 環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第 46 条の 17 第 2 項の規定に基づき、本日、JR 東日本エネルギー開発株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第 46 条の 18 第 1 項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた JR 東日本エネルギー開発株式会社は、同条第 2 項の規定に基づき、福島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第 27 条の規定に基づき公告及び縦覧(1 か月間)し、住民へ周知することとなる。

1. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

| | |
|-----------------------|------------------|
| 計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理 | 平成 29 年 3 月 17 日 |
| 環 境 大 臣 意 見 受 理 | 平成 29 年 5 月 26 日 |
| 経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出 | 平成 29 年 6 月 13 日 |

<環境影響評価方法書>

| | |
|-----------------------|-------------------|
| 環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理 | 平成 29 年 8 月 9 日 |
| 住 民 意 見 の 概 要 等 受 理 | 平成 29 年 10 月 24 日 |
| 福 島 県 知 事 意 見 受 理 | 平成 30 年 1 月 25 日 |
| 経 済 産 業 大 臣 勸 告 発 出 | 平成 30 年 2 月 2 日 |

<環境影響評価準備書>

| | |
|-----------------------|------------------|
| 環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理 | 令和 3 年 11 月 18 日 |
| 住 民 意 見 の 概 要 等 受 理 | 令和 4 年 1 月 21 日 |
| 福 島 県 知 事 意 見 受 理 | 令和 4 年 6 月 10 日 |
| 環 境 大 臣 意 見 受 理 | 令和 4 年 6 月 30 日 |
| 経 済 産 業 大 臣 勸 告 発 出 | 令和 4 年 8 月 5 日 |

<環境影響評価書>

| | |
|-----------------------|----------------|
| 環 境 影 響 評 価 書 受 理 | 令和 5 年 8 月 9 日 |
| 環 境 影 響 評 価 書 確 定 通 知 | 令和 5 年 9 月 4 日 |

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話 03-3501-1742 (直通)